



新型コロナウイルスワクチン接種について

【追加接種（3回目接種）の接種体制について】

令和3年8月以降に2回目接種が完了している方について、接種スケジュールをお知らせします。供給予定のワクチンは、ファイザー社およびモデルナ社のワクチンです。希望のワクチンに添えない場合もありますのであらかじめご了承ください。

2回目終了時期		通知発送日	予約開始	接種時期
令和3年8月	1～20日	2月7日（月）	2月21日（月）	令和4年3月上旬以降 順次接種開始
	21～31日		3月1日（火）	
令和3年9月	1～14日	3月1日（火）	3月15日（火）	※2回目終了後6か月以上 経過した日から接種可能 4月30日終了予定
	15～30日		3月29日（火）	
令和3年10月	1～31日	3月28日（月）	4月4日（月）	

※国、県の方針により、接種スケジュールが変更になる場合があります。変更がある場合は、町ホームページや広報紙でお知らせします。

■お願い

新型コロナウイルスワクチン接種は強制ではなく、さまざまな事情で接種を受けていない方もいます。職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない方への差別的な扱いをすることがないようにお願いします。

新型コロナウイルスワクチン接種について不明な点は、大子町コールセンターまでお問い合わせください。

問合せ 大子町コールセンター TEL 76-8076 開設日時：月～金曜日（祝日除く。）8:30～17:00



新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への食料品支援について

新型コロナウイルス感染症の陽性者となり、自宅療養をしている方および保健所から濃厚接触者とされ、自宅待機をしている方のうち、希望する方に7日間分程度の食料品（レトルト食品等）支援を無料で行います。支援を希望する場合は、健康増進課までご連絡ください。

※支援は、療養または待機期間において1人1回までとなります。食料品の内容について指定することはできません。

※粉ミルク、紙おむつ、生理用品に限り、追加して提供ができます。

※この支援に関して知り得た個人情報、いっさい外部に漏らしません。

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611



新型コロナウイルスの感染予防について

新型コロナウイルスの感染が長期化しています。変異株も見付き、まだまだ感染予防が重要です。今後も引き続き基本的な感染対策にご協力をお願いします。

基本的な感染対策

- 手洗いが感染症対策の基本です。帰宅後、飲食前、トイレの後などせっけんを用いて指先、指の間、手の甲、手首まで30秒かけてしっかり洗いましょう。
- マスクは皮膚とすき間を作らず、鼻と口をしっかりと覆うように着用しましょう。咳やくしゃみをする際は、口を覆うなど咳エチケットを行ってください。
- こまめに換気をしましょう。
- 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)は空けましょう。
- 3密(密集、密接、密閉)を避けましょう。
- 日ごろからバランスの良い食事や十分な睡眠、適度な運動を心がけ、免疫力を高めましょう。
- 共用部分の消毒に心がけましょう。(消毒用アルコールを噴霧して布で塗り広げるなど)

【新型コロナウイルス感染症に関する相談先・受診のし方について】

発熱等の症状がある方は、かかりつけ医等地域で身近な医療機関に必ず電話などで連絡をした上で、マスクを着用し、指定された時間を厳守して、医療機関の指示に従って受診してください。かかりつけ医がない場合などについては、下記にご相談ください。

- 受診・相談センター(県庁内) TEL 029-301-3200 8:30~22:00(土日・祝祭日を含む。)
- ひたちなか保健所 TEL 029-265-5515 9:00~17:00(平日)

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611



後期高齢者医療制度に関するお知らせ

後期高齢者医療保険の被保険者の方(75歳以上の方・65歳以上で一定の障害のある方)のうち一定以上の所得のある方は、現役並み所得者(窓口負担割合3割の方)を除き、令和4年10月1日から、医療費の負担割合が2割に変更となります。

負担区分の判定については、令和3年中の所得をもとに、8月ごろから判定が可能となるため、例年どおり7月に保険証の一斉更新を行った後、9月ごろに再度新しい保険証を送ります。

2割負担へ変更となる条件・世帯内75歳以上の方のうち課税所得が28万円以上の方がいる

- ①世帯に75歳以上の方が1人いる場合 →「年金収入+その他の合計所得金額」が200万円以上
- ②世帯に75歳以上の方が2人以上いる場合 →「年金収入+その他の合計所得金額」の合計が320万円以上

※住民税非課税世帯の方は基本的に1割負担となります。

※窓口負担割合が2割となる方には、令和7年9月30日まで、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う増加額を3,000円までに抑える配慮措置があります(入院医療費は配慮措置の対象外です。)

今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、厚生労働省コールセンター(0120-002-719)までお問い合わせください。

問合せ 町民課国保年金担当 TEL 76-8125



結婚相談会中止のお知らせ

2月20日に予定していた結婚相談会は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況をかんがみ、開催を中止します。

次回開催については、決まり次第改めてお知らせします。

問合せ だいき婚活支援ネットワーク事務局(まちづくり課内) TEL 090-7209-4152
受付時間:月~金曜日(祝日を除く。)8:30~17:15

売

町有地売り払いについて

大子町所有の土地を、次のとおり現状渡して払い下げます。

■売り払い物件

所在地	地目	地積 (㎡)	最低売却価格 (円)	単価 (㎡当たり)
大子字後山488番	宅地	817.88㎡(約247坪)	5,970,524円	約7,300円

【土地に係る制限等】

- (1)用途地域：用途指定無 (2)建ぺい率：60% (3)容積率：200% (4)電気：東京電力エリア
(5)水道：大子町上水道引込可能 (6)排水：自己負担により「個別合併処理浄化槽」を設置する必要あり

■申込み

- (1)申込期間 **2月14日(月)～2月28日(月) 8:30～17:00** ※土日祝日を除く。2月28日は正午まで。
(2)申込場所 財政課 (郵送による申し込みはできません。)
(3)必要書類 普通財産売払申請書、完納証明書 (未納がないことの証明)
(4)無効となる申請書 ①記載事項が不明な場合または記名押印がない場合
②金額を訂正した場合または意思表示が不明瞭な場合
③2通以上の申請書を提出した場合
④申請書の提出に関し不正行為のあった場合



■応募資格

次に掲げるすべての要件を満たしている個人または法人が対象です。

- (1)売買代金の一括支払いが確実にできること。
(2)市町村民税その他の税金の滞納がないこと。
(3)暴力団およびその関係者の方でないこと。
(大子町暴力団排除条例、大子町建設工事等暴力団排除対策措置要綱による。)
(4)買い受けた土地を公序良俗に反する用途に供するおそれがないこと。
(5)買い受けた土地を暴力団の事務所その他これに類するもののように供し、またはこれらの用に供することを知りながら、本物件を第三者に譲渡しないことを誓約できること。
(6)契約締結日から5年間の条件として、風俗営業を行わないことを誓約できること。

※2者以上の連名(共有)による応募の場合も、連名者(共有者)全員が(1)～(6)の要件を備えていることが必要です。

■落札者の決定方法

2月28日(月)13:00開札

町の最低売却価格以上で最高額の入札者が落札者となります。

～ 注意事項 ～

- (1)現状有姿(あるがままのすがた)での売り払いのため、建物、越境物、工作物等(フェンス、擁壁、樹木、街灯など)を含めた土地の引き渡しとなります。
(2)地盤、地下埋設物、土壌等の調査は実施していません。
(3)不動産売買の仲介手数料はかかりません。
(4)所有権移転登記の手続は町が行います(登録免許税はご負担となります。)
(5)普通財産売払申請書に事実と相違する記載があるときは、申し込みまたは売り払いの決定は無効になります。
(6)提出された書類は、お返ししません。
(7)提出された書類等に係る情報は、土地購入申し込み以外には使用しません。

問合せ 財政課契約管財担当 TEL 72-1119



河川清掃の開催延期について

例年3月上旬に実施をしている河川清掃については、新型コロナウイルス感染症拡大の状況をかんがみ、開催を延期します。

ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

問合せ 生活環境課 TEL 76-8802



路面凍結・積雪によるスリップ事故にご注意ください

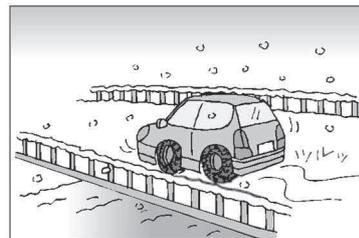
県内では、1月6日から7日にかけてスリップ事故が500件以上発生しました。

気象情報・道路交通情報をこまめにチェックして、慎重な運転に心がけましょう！

「急」はキケン！



ここがキケン！



スタッドレス装着



「長め」の車間距離



- ①橋の上
- ②カーブ
- ③坂道
- ④山道
- ⑤陽の当たらない場所
- ⑥トンネルの出入り口

運転には気を付けてください！



「こひぼりちゃん」
茨城県警察
マスコット
キャラクター

問合せ 茨城県警察本部交通総務課 TEL 029-301-0110



物忘れ（認知症）相談

地域包括支援センターでは、物忘れや認知症に関する相談日を設けています。最近物忘れが気になるようになった方や認知症の症状のある方を介護している方は、お気軽にご相談ください。

- 日時 2月24日（木） 13:00～16:00
- 場所 保健センター
- 担当者 栗田病院認知症疾患医療センター職員
- 申込み 2月22日（火）までに電話等で下記までお申し込みください。



問合せ 地域包括支援センター TEL 72-1175



令和4年度県民交通災害共済加入のお知らせ

県民交通災害共済は、加入者（会員）が交通事故により、けがや死亡等の災害に遭われた場合に見舞金をお支払いする相互共済制度です。

【共済期間（令和4年度）】

令和4年4月1日～令和5年3月31日
※令和3年度の共済期間は令和4年3月31日で終了します。

【会費（1年間）】

一般：900円 中学生以下：500円
※令和4年4月1日現在で中学生以下の方

【対象となる事故】

共済期間中に日本国内の道路上等を運行中の自動車、バイクおよび自転車等の接触、衝突、転落、転覆等の事故に伴う人の死傷

【見舞金】

死亡見舞金	100万円
傷害見舞金	2～30万円
身障見舞金	50万円

【申込方法（受付場所および時間）】

- ・生活環境課（中央公民館仮設庁舎） 平日8:30～17:15
- ・各コミュニティセンター窓口 平日8:30～17:15（水曜日を除く。）

※コミュニティセンターで申し込む際は、事務員が不在の場合があるため事前に電話連絡をしてください。

※新型コロナウイルス感染症拡大の状況をかんがみ、例年継続世帯への交通安全母の会員による世帯訪問を行っていましたが、今年は世帯訪問は行いません。

※加入受け付けは、保育所、幼稚園および小・中学校では行っていませんのでご注意ください。

【請求期間】 事故の翌日から2年以内

問合せ 生活環境課 TEL 76-8802



おさがりバザール開催について

大子町子育て支援センターでは、捨てるにはもったいない不要になった子ども服、育児グッズ、おもちゃ、マタニティグッズなどをお預かりし、必要とする方に「あげたりもらったり」の活動「おさがりバザール」を行っています。

■集めているもの 子ども服（ベビー服～160cm）、スタイ・帽子などの小物、マタニティ、おもちゃ、ベビー用品など

■お預かり期間 2月8日（火）～2月15日（火）

■お預かり不可 穴、汚れがひどいもの、破損しているもの、ぬいぐるみなど

■注意事項 トラブルを避けるため、一度お預かりした品物は基本的にはお返しできません。品物は名前を消してお持ちください。



おさがりバザール	開催日時	2月15日（火）・・・11：00～17：00 2月16日（水）、2月17日（木）・・・10：00～17：00 2月18日（金）・・・10：00～13：00
	場所	文化福祉会館「まいん」2階 小会議室

新型コロナウイルス感染拡大予防対策のため、人数制限（約10人ずつ）、受付時に氏名・緊急連絡先の記入、マスク着用、入室の際の検温、手指先の消毒、できるだけ、一家庭少人数でのご来場にご協力ください。

※今後の状況により、中止となる場合があります。ご了承ください。

問合せ 大子町社会福祉協議会 子育て支援センター TEL 72-1120



成年年齢引き下げ後の大子町成人のつどい（成人式）について

民法の改正により令和4年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。大子町では成年年齢引き下げ後も、20歳になる方を対象に「大子町二十歳（はたち）のつどい」の名称で式典を開催します。

※令和5年1月の「大子町二十歳のつどい」は、平成14年4月2日から平成15年4月1日生まれの方が対象となります。

【20歳を対象として開催する理由】

対象を18歳にして初めての開催年は、18歳・19歳・20歳の方が対象となり、例年利用している会場の収容人数では開催が困難となります。また、18歳の方の多くが高校3年生であり、学校行事や受験、就職活動等と重なり、出席者の減少が考えられます。以上のことから、成年年齢引き下げ後も20歳になる方を対象に式典を開催します。

問合せ 教育委員会事務局生涯学習担当 TEL 72-1148



特殊詐欺対策電話機等購入費補助金 ～申請は3月31日まで～

振り込め詐欺、還付金詐欺などの特殊詐欺や、悪質な電話勧誘などの被害を未然に防ぐため、令和3年4月1日以降に購入した特殊詐欺対策電話機等の購入費の一部を補助します。

～ 特殊詐欺対策電話機等とは ～

警察等が提供する迷惑電話番号情報を用いて、振り込め詐欺に関する着信を自動で拒否したり、ランプ等で警告したりする機能や、「この電話は犯罪被害防止のため録音されます」と相手方に警告メッセージを流し、録音する機能を備えた固定電話機または固定電話機に接続して用いる装置です。

- 対象者 次の要件をすべて満たす方またはその方の属する世帯の世帯員が対象です。
- ・大子町に居住し、かつ大子町の住民基本台帳に記録されている65歳以上の方
 - ・特殊詐欺対策電話機等を購入していること。
 - ・世帯員全員が町税等を滞納していないこと。
 - ・世帯員全員が暴力団員その他の反社会的団体に属する者でないこと。

■補助金額 購入費用の2分の1以内の額（上限5,000円、100円未満切り捨て）

※令和4年3月31日までに申請してください。詳しくは観光商工課までお問い合わせください。



問合せ 観光商工課 TEL 72-1138



学校2学期制の導入と5時間授業導入による夏季休業期間の変更

小中学校では、令和2年度より小学校、令和3年度より中学校で新しい学習指導要領が全面実施となり、新しい学びが始まりました。それに伴い、特に小学校（4年生～6年生）で授業時数が増加され、平成14年度（学校5日制導入前）の水準となりました。

大子町では、ゆとりのある学びを進めるために、令和4年度より学校2学期制を導入するとともに、週2日の5時間授業を実施し、夏季休業期間を変更することとしました。

■2学期制について

- 2学期制は、1年を前半と後半の2つの学期に分ける制度です。
- 10月のスポーツの日を区切りとして、その翌日から2学期が始まります。
- 始業式・終業式が各1回ずつ減り、通知表は年2回になります。



■週2日の5時間授業導入による夏季休業期間の変更について

- 現在、小学校4年生以上で週1日の5時間授業が実施されています（小学校1年生から3年生では、週3日～5日の5時間授業が実施されています）。小学校4年生以上で週2日の5時間授業が実施されると、授業時数が不足します。
- 授業時数不足を解消するために、2学期制導入（始業式・終業式等の回数変更）と夏季休業期間の変更および学校行事の工夫で対応します。
- 夏季休業期間を3日間短縮します。 **7月21日～8月31日** → **7月24日～8月31日**

■2学期制および週2日の5時間授業導入による夏季休業期間の変更のメリット

- 学期の期間が長くなることで、学校行事等の計画にゆとりが生まれ、特色ある教育活動を行うことができます。
- 長期休業日（夏休み・冬休み）の学習が通知表に反映されるので、子どもの学習意欲の継続につながり、長期休業期間を有効に使うことができます。
- 1週間の学習の流れが穏やかになり、ゆとりのある学習への取り組みができます。

問合せ 教育委員会事務局学校教育担当 TEL 79-0170

税

軽自動車の廃車・変更の手続は3月中に！

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在、大子町に主たる定置場がある軽自動車等を所有している方に課税されます。廃車、名義変更、住所変更等がまだお済みでない方は、早めの手続をお願いします。なお、手続先は次のとおりです。※3月下旬は窓口が混雑することが予想されます。

車両車種	手続先
原動機付自転車・小型特殊自動車等	大子町役場税務課 TEL 72-1116(直通)
三輪・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会茨城事務所(水戸市酒門町4400番地) TEL 050-3816-3105
軽二輪(125cc超250cc以下のバイク)、 小型二輪(250cc超のバイク)	国土交通省関東運輸局 茨城運輸支局(水戸市住吉町353) TEL 050-5540-2017

——— 軽自動車税(種別割)の納付には口座振替をお勧めします ———

令和3年度から、軽自動車税(種別割)の納付に口座振替を利用している方には、納税通知書を名寄せ記して発送(1枚の納税通知書に最大6台分まで)しています。複数の車両をお持ちの方で口座振替を利用していない方は、納税通知書が集約される口座振替をぜひご利用ください。口座振替の利用を希望する方は、4月28日までに町内各金融機関または各郵便局へ直接申し込むか、税務課までご相談ください。

問合せ 税務課町税担当 TEL 72-1116

税

税務署からのお知らせ【もっと身近に もっと便利に スマホで申告！】

確定申告には、ご自宅からスマホやタブレットでご利用できるe-Tax・スマホ申告が便利です。国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」へスマホでアクセスすると、見やすいスマホ専用画面をご用意しています。多くの方が来場される確定申告会場に出向くことなく、マイナンバーカード読み取り対応のスマホを利用して、ご自宅でスマホ申告することができます。

【こんなあなたはスマホ申告！】

- 年末調整で医療費控除やふるさと納税などの寄附金控除の申告をする方
- 年末調整が済んでいない方
- 2か所以上の給与所得がある方
- 年金収入や副業等の雑所得がある方
- 株式等の譲渡（特定口座をお持ちの方）

【もっと便利に！】

○給与所得の源泉徴収票をスマホのカメラ機能で読み取ると、記載内容が入力画面へ自動反映されます！

動画で見る確定申告



動画で見る確定申告

確定申告書等作成コーナー



確定申告

問合せ 太田税務署（代表）TEL 0294-72-2171 ※自動音声案内のあとに「2」を選択してください。

税

町税等の納税はお済みですか

下記の納期限は2月28日です。納税等がお済みでない方は、納期限までに納付をお願いします。口座振替利用の方は、口座の残高確認をお願いします。納期限から一定期間が経過すると督促状が発せられ、納付日までの延滞金が生じることがありますのでご注意ください。



納付には、便利な口座振替がお勧めです。一度手続を行うことで、指定日以降の納付が口座振替となるため金融機関等に出かけて納付する必要がなくなります。各窓口での混雑緩和や感染症の拡大防止にもつながりますので、ぜひ口座振替のご利用をお願いします。利用を希望する方は、町内各金融機関または各郵便局へ直接申し込むか、税務課収納対策室にご相談ください。

※スマートフォン決済、インターネットによるクレジット決済、eLTAX(エルタックス)を利用して納税することもできます。納付可能な税目は、町ホームページの「新型コロナウイルス感染症等関連情報」⇒「お知らせ」⇒「町からのお知らせ」⇒「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための町税等の納付方法について」からご確認ください。



問合せ 税務課収納対策室 TEL 72-1116

パ

パパ・ママ教室のお知らせ

新米パパ・ママや、すでに子どもはいるけれどもう一度勉強したいパパ・ママを対象に開催します。妊娠や育児の講話を聞き、パパ・ママ2人でのストレッチや沐浴のデモンストレーションなどを行います。教室は、2回参加して終了となります。参加費は無料です。ママだけの参加やお子さんと一緒にの参加も歓迎します。

開催日時	【1回目】 3月4日（金）18:15～20:00	【2回目】 3月18日（金）18:15～19:45
内容	1回目	妊娠中と出産までの経過、妊娠中の食生活、妊婦体操と出産の呼吸法（実技）、ビデオ「赤ちゃん このすばらしき命」※体操をするので、動きやすい服装でお越しください。
	2回目	赤ちゃんの沐浴（デモンストレーション）、育児についての話、ビデオ「お父さんへのメッセージ」
場所	保健センター	申込期限 3月3日（木）

※パパの妊婦体験も実施します。妊娠中のママのことを一緒に学びましょう！！

※新型コロナウイルス感染症対策のため、当日のマスク着用、会場での検温にご協力をお願いします。

問合せ・申込先 健康増進課 TEL 72-6611



Dカフェ（認知症カフェ）

認知症の方とその家族、介護分野の専門家が集うカフェを開催します。認知症カフェは、認知症に関する講話や体操などを行うカフェです。申し込みは不要です。認知症について一緒に学んだり、介護について共有したり、新たな人と出会ってみませんか？

■日時 2月23日（水） 13:30～15:00（受け付け13:15～） ■参加費 200円

■場所 文化福社会館「まいん」 観光交流ホール

■テーマ 認知症サポーター養成講座（地域包括支援センター職員）

■主催 でくあす大子（協賛：地域包括支援センター）

※当日はマスクの着用をお願いします。また、感染症対策のため飲食の提供を制限しています。
なお、感染症等の状況により中止となる場合がありますので、ご了承ください。



問合せ 地域包括支援センター TEL 72-1175



茨城県障害者スポーツ大会「個人競技」参加者募集

5月に開催予定の令和4年度茨城県障害者スポーツ大会「個人競技」への参加希望者を募集しています。

申し込み方法等は、茨城県障害福祉課ホームページに掲載していますので、
(<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/shofuku/7.html>) ご確認の上、市町村障害福祉課、施設、学校あてにお申し込みください。詳細は、下記までお問い合わせください。



問合せ 茨城県障害者スポーツ・文化協会 TEL 029-301-3375



【新しく住宅を建てる方へ】水道新規加入の負担金を減免します

新たに給水装置を設置する方へ、減免制度ができました（茨城県の補助事業です。）。井戸水等で生活している方が、新たに上水道を使用する場合も該当になります。

減免金額	30,000円	【例】 口径13mm負担金 66,000円 → 減免後 36,000円 口径20mm負担金 92,400円 → 減免後 62,400円
条件	<ul style="list-style-type: none"> ・町税等の滞納が無いこと。 ・大子町が指定する給水装置工事事業者が工事を行うこと。 ・居住用であること（事業用途でないこと。）。 	
申し込み	水道課へ減免申請書を提出してください。	

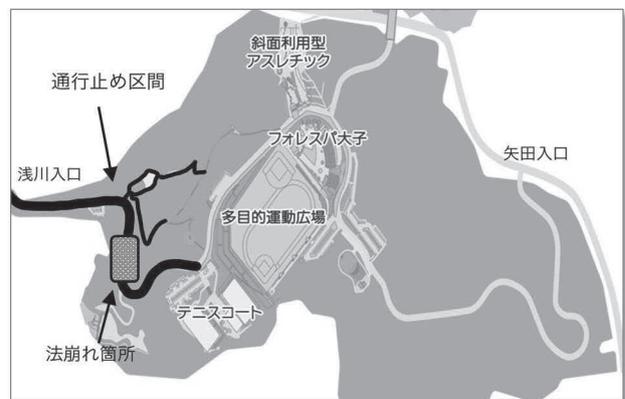
問合せ 水道お客さまセンター（水道課内） TEL 72-2221



【大子広域公園】一部通行止めのお知らせ②

大子広域公園園内道路で法面の一部が崩れ、利用者の安全確保のため、浅川入口から、テニスコート前駐車場の園内道路および散策路を通行止めとしています。現在は復旧に向け、現地の変移観測や方針の検討を進めています。引き続き現場周辺は危険ですので、近寄らないでください。ご利用の方は、矢田入口（森林の温泉側）をご利用ください。

長期間にわたる通行止めとなり、利用者の皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。



問合せ 茨城県常陸大宮土木事務所大子工務所 道路河川整備課 TEL 72-1714
大子町役場建設課 TEL 72-2611



【原子力防災情報】重大事故発生時の避難！ Part 6

～ 原子力災害時の体制と住民の行動 ～

原子力災害時は、国や地方公共団体、オフサイトセンターなど関係機関が一体となり、モニタリングや住民への情報発信を行う体制が構築されます。住民の皆さんは、情報伝達手段や避難経路・場所などの情報を平時から確認しておくことが大切です。

【平常時の備え】

町では、緊急時の通報連絡体制や緊急時モニタリング結果の解釈の仕方、避難経路・場所、医療機関や防災活動の手順などの住民の避難に関する情報について、事前に住民に対して周知を図ることとしています。

UPZ圏内（盛金・北富田地区）の方は、原子力災害に備え、避難指示などが伝えられる手段や避難経路・場所などの情報を平時から確認しておきましょう。



【原子力災害時の住民の行動】

自然災害と連動して原子力災害が発生した際は、まず、地震・土砂崩れ・火災などの自然災害から身に迫る危険を回避することが重要です。その災害の情報を知り、危険の大きさを判断し、身の安全を確保します。その上で、原子力災害の規模や危険性に関する情報を得て、屋内退避や避難などの行動に移ります。情報は、テレビやラジオ、インターネット、緊急速報メール、緊急告知FMラジオ、広報車などを用いて住民の方へ繰り返し提供されます。

①屋内退避

建物の気密性や遮へい効果によって放射線の影響を減らすことができる防護措置です。自宅や最寄りの適切な施設に屋内退避することにより、避難時の混乱や事故を防ぐことにも繋がります。

②避難

車やバスなどで放射線の影響を受けない場所まで移動し、放射性物質から距離をとることで被ばくや汚染を避ける防護措置です。

③安定ヨウ素剤の予防服用

原子力発電所の事故によって放出された放射性物質のうち、呼吸や飲食によって放射性ヨウ素が人体に取り込まれると、甲状腺に集積します。安定ヨウ素剤を予防的に服用することにより、放射性ヨウ素の甲状腺への取り込みを防ぐ防護措置です。

大子町は、東海第二発電所で原子力災害が発生した場合の常陸太田市からの避難受入れ先となっています。避難を円滑に行うため、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

問合せ 総務課総務担当 TEL 72-1114



放射性物質測定結果について

町では、町民の皆さんの安心と安全のため、放射能測定機(ベクレルモニター)を導入し、町民の方から申請のあった町内で生産および採取された農畜林水産物等の測定を行っています。令和3年12月に測定した試料の件数ならびに検出した放射性物質の最低値・最高値をお知らせします。

測定試料名	件数	採取場所(大字)	セシウム合算(Bq/kg)	ヨウ素131(Bq/kg)
沢がに	1	頃藤	検出せず	検出せず
イノシシ肉	1	下野宮	検出せず	検出せず

※一般食品の基準値は100Bq/kgです。イノシシ肉、こしあぶら、野生きのこは、国から出荷制限指示が出ているため、販売や譲渡ができません。過去の検査結果は、町ホームページに掲載しています。

<http://www.town.daigo.ibaraki.jp/page/page002557.html>



問合せ 農林課農政担当 TEL 72-1128



特別展 華麗なる明治－宮廷文化のエッセンス

明治時代、日本の宮廷では、欧米の文物を積極的に採り入れ、清新かつ華麗ともいべき文化が花開きました。本展では、明治時代の皇室の活動を中心に、宮廷を彩った華やかな文化、それを支えた茨城ゆかりの人々、本県各地への行幸啓を、県内外の貴重な史料を通じて紹介します。



大礼服(マントー・ド・クール)
昭憲皇太后着用
(共立女子大学博物館蔵)
(東京都庭園美術館蔵)



昭憲皇太后肖像
グイード・モリナーリ作
(東京都庭園美術館蔵)

■開催期間 2月19日(土)～4月10日(日)

9:30～17:00 ※入館は16:30まで

※月曜日休館(祝日の場合はその翌日)

■入館料

一般610円(490円)、満70歳以上300円(240円)、大学生320円(240円)、高校生以下無料
※()内は20人以上の団体料金。3月3日(木)は、満70歳以上の方無料

問合せ 茨城県立歴史館 水戸市緑町2-1-15 TEL 029-225-4425 FAX 029-228-4277



図書館「プチ・ソフィア」からのお知らせ

無料で本・雑誌の貸出しを行っています。1人5冊まで2週間利用できます。開館時間は10:00から18:00までです。(休館日:毎週月曜日、木曜日)

■新しくいった一般書

- 「我が家は前からソーシャル・ディスタンス」綾小路きみまろ著
- 「職場のトリセツ」黒川伊保子著
- 「タキミカ体操 日本最高齢インストラクターの「心まで若返る」生き方レッスン」瀧島未香著
- 「干し芋の丸かじり」東海林さだお著
- 「リュウジ式至高のレシピ」リュウジ著
- 「愚かな薔薇」恩田陸著
- 「今を生きるあなたへ」瀬戸内寂聴、瀬尾まなほ著

■新しくいった児童書

- 「かいけつゾロリきょうふのダンジョン」原ゆたか作
- 「チョコレートタッチ」パトリック・スキーン・キャトリング作、佐藤淑子訳、伊津野果地絵
- 「おめんです 3 あっ!とおどろくしかけえほん」いしかわこうじ作

※インターネットで蔵書が検索できます。(http://www.lib-eye.net/daigo/)



問合せ 図書館「プチ・ソフィア」 TEL 72-6123



令和3年の火災件数について

大子町における令和3年の火災件数は、17件でした。内訳は下表のとおりです。

	内容	令和3年	令和2年	昨年比
令和3年の 火災発生状況	建物火災	5件	7件	-2件
	林野火災	5件	3件	+2件
	車両火災	1件	1件	±0件
	その他火災	6件	4件	+2件
	合計	17件	15件	+2件

昨年は、特に林野火災の増加が目立ちました。空気が乾燥し、火災が発生しやすい時期となっています。火の取り扱いには十分注意し、火災予防にご協力をお願いします。

問合せ 消防本部予防課 TEL 72-0119